

公益社団法人奈良市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良市及びその周辺の地域における観光資源の保護育成、観光施設の整備改善、観光意識の普及向上を図りつつ、観光事業の健全な振興に関する事業を行い、地域経済の発展と文化の興隆に資し、併せて文化の交流、親善の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奈良市及びその周辺地域の誘致宣伝
- (2) 観光情報の収集及び発信・提供
- (3) 来訪客等に対する観光案内等の接遇
- (4) 観光出版物の発行頒布
- (5) 伝統行事・イベント等、観光資源への支援及び保護育成
- (6) 他の観光関係機関及び団体との連絡協調並びに政府及び地方公共団体への献策及び協力
- (7) 観光に関する理念の普及
- (8) 観光施設の整備改善
- (9) 観光催物の企画実施
- (10) 観光土産品・料理の開発支援及び販売協力
- (11) 姉妹都市との共同事業
- (12) 観光における環境問題への取組み
- (13) 会員に対する広報・表彰
- (14) 観光施設業務等の受託運営
- (15) 手荷物預かりの運営
- (16) 旅行業法に基づく旅行業
- (17) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 奈良市における観光事業に関係ある団体若しくは個人で入会した者又はその他本会の趣旨に賛同し入会した者
- (2) 名誉会員 本会に功労があった者又は学識経験者で、会長が推薦し、理事会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、常務理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。この場合において、当該正会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

2 正会員が資格を喪失したときは、正会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることができない。

3 この法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、通常総会および臨時総会とする。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の書面表決等)

第 18 条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席しない正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 総会に出席しない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の正会員を代理人として、その議決権を行使することができる。

3 第 1 項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名した 2 名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の専務理事及び常務理事は必要により置くことができる。
- 4 第2項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事並びに常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び公認会計士又は税理士の資格を有する監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(責任の免除)

第 27 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長)

第 28 条 この法人に、任意の機関として 1 名の名誉会長を置き、奈良市長の職にある者を推戴する。

2 名誉会長は無報酬とする。

3 名誉会長は、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として 20 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、観光事業について学識経験ある者の中から理事会の同意を得て会長がこれを委嘱し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

4 顧問の解任は、理事会において決議する。

5 顧問は無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

7 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決権)

第 34 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 常務理事会

(構成)

第 37 条 この法人に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(職務)

第 38 条 常務理事会は、次の職務を行う。

- (1) 第 6 条に規定する正会員の入会についての決議
- (2) その他必要な協議

(招集)

第 39 条 常務理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長、専務理事及び常務理事が常務理事会を招集する。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第 40 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議により選任する。
- 3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 専門委員は、無報酬とする。
- 5 専門委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人

又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は中村憲兒とし、代表理事（副会長）は前田武、長谷川久及び増田友宏とし、業務執行理事（専務理事）は鷺見哲男とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1. この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

2. この定款の変更は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。